

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和4年第2回定例会)

筑 西 市 議 会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和4年6月15日(水) 開会：午前10時 閉会：午前11時 3分

2 場所

全員協議会室

3 委員長及び副委員長の互選

4 審査案件

議案第33号 市道路線の廃止について

議案第34号 市道路線の認定について

議案第36号 筑西市駐車場条例の制定について

議案第38号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第2号)のうち所管の補正予算

5 出席委員

委員長	中座 敏和君	副委員長	稲川 新二君				
委員	國府田喜久男君	委員	保坂 直樹君	委員	小島 信一君		
委員	大嶋 茂君	委員	秋山 恵一君	委員	赤城 正徳君		

6 欠席委員

なし

7 議会事務局職員出席者

書記 木村 文哉君

委員長 中座 敏和

○副委員長（中座敏和君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

委員長 保坂直樹君の辞任につきましては、筑西市議会委員会条例第13条の規定により、委員会の許可を得なければならないとされておりますので、委員長の辞任についてを議題といたします。

筑西市議会委員会条例第18条の規定により、保坂直樹君の退席を求めます。

〔保坂直樹君退席〕

○副委員長（中座敏和君） それでは、保坂直樹君の辞任につきまして、これを許可したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（稲川新二君） 異議なしと認めます。

よって、保坂直樹君の辞任については許可することに決しました。

保坂直樹君の除斥を解きます。

〔保坂直樹君入場〕

○副委員長（中座敏和君） それでは、これより筑西市議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員長の互選を行います、いかがいたしましょうか。

秋山委員。

○委員（秋山恵一君） 副委員長が上がるべきと思います。

○副委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは、規定は上がってきてあるのですか、事務局。私は規定は読んでないですが、委員長がやめた場合、副委員長がその残任期間進行役というふうに、大体そういう形でできてるんですけども。ここで委員長選任規定はあるんですか。

（「規定を先に言ったらいいいのではないか」と呼ぶ者あり）

○副委員長（中座敏和君） 事務局。

○事務局（木村文哉君） それでは、ご説明申し上げます。

筑西市議会委員会条例第9条第2項により、委員長及び副委員長は、委員会において委員の互選により定めるとなっております。

以上でございます。

（「よく聞こえなかったので、マスクを外してもう一度言
ってくれないかな」と呼ぶ者あり）

○事務局（木村文哉君） 申し上げます。

筑西市議会委員会条例第9条2項によりまして、委員長及び副委員長は、委員会において委員の互選により定めるとなっております。

以上でございます。

○副委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そもそも委員長の任期は何年というのはあるのですか。

○副委員長（中座敏和君） 事務局。

○事務局（木村文哉君） お答え申し上げます。

任期はございますが、今回は辞職願が出たことにより互選を行うものでございます。

以上でございます。

○副委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 辞職すれば、また選挙になるんですか。決めてから議長指名で選ばれるのですよね。

○副委員長（中座敏和君） 事務局。

○事務局（木村文哉君） ご説明申し上げます。

委員会の中で委員長と副委員長につきましては、委員会の中で決めることになってございます。

以上でございます。

○副委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 本会議に出て、議長の指名だったと思うのですが、その点。

○副委員長（中座敏和君） 事務局。

○事務局（木村文哉君） お答え申し上げます。

委員につきましては、議長の指名となってございますが、その委員会の中での委員長と副委員長につきましては、委員会の中で決めることになってございます。

以上でございます。

○副委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） そうしますと、この後もう1度委員長、副委員長の選挙をやるということになるのですか。

○副委員長（中座敏和君） 事務局。

○事務局（木村文哉君） お答え申し上げます。

先ほど申しました筑西市議会委員会条例第9条第2項の規定によりまして、委員長の互選を行うこととなつてございます。

以上でございます。

（「議長の指名ではなくて選挙になるということ」と呼ぶ者あり）

○事務局（木村文哉君） （続）今その互選につきまして協議をするということでございます。

○副委員長（中座敏和君） 選挙か話合いで決めるのかということですよ。

（「決めるのだったら副委員長が委員長。駄目だったら選挙をやればいい」と呼ぶ者あり）

○副委員長（中座敏和君） みんなのご意見で。

（「選挙でやるのだったら立候補します。残り1年ですからやってもいいのではないかなど。委員長、副委員長も若いですし、次の2年間、また委員長として頑張ればいいのであって、残り1年ですから経験者がいいの

かなと」と呼ぶ者あり)

○副委員長(中座敏和君) 赤城委員。

○委員(赤城正徳君) 小島委員が選挙という言葉が出たから選挙にいたしましょう。選挙という言葉が出たら選挙が大事です。そうでしょう。

○副委員長(中座敏和君) では、皆さんよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○副委員長(中座敏和君) それでは、選挙という声がございますので、会議規則第126条第1項の規定により、選挙の方法は投票によることにいたします。

全員協議会室の閉鎖を命じます。

[全員協議会室閉鎖]

○副委員長(中座敏和君) ただいまの出席委員は8名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○副委員長(中座敏和君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(中座敏和君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○副委員長(中座敏和君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

[投票]

○副委員長(中座敏和君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長(中座敏和君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

全員協議会室の閉鎖を解きます。

[全員協議会室開鎖]

○副委員長(中座敏和君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大嶋茂君、赤城正徳君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いを願います。

[開票]

○副委員長(中座敏和君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数は8票であります。これは先ほどの出席委員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票中

中 座 敏 和 君 5 票

小 島 信 一 君 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。

よって、私、中座が経済土木委員長に当選をしました。

ただいま経済土木委員長に当選した中座が全員協議会室にありますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

〔委員長 中座敏和君委員長席に着く〕

○委員長（中座敏和君） それでは、先ほど委員長を拝命いたしました中座でございます。前保坂委員長が進めてまいりました委員会、円滑な委員会運営をこれまで以上に進めていく、そしてまたこの委員会でも執行部に対しましても、条例や様々な事業など提案できるように、そしてまた議案に対しましては、深い議論をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に副委員長の互選を行います。

いかがいたしましょうか。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 委員長一任。

○委員長（中座敏和君） ただいま委員長一任というお声がありましたが、これでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、私のほうから稲川委員に副委員長をお願いすることにしたいと思います。よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） それでは、稲川委員を副委員長とすることに決しました。

稲川副委員長、席のほうにお願いします。

〔副委員長 稲川新二君副委員長席に着く〕

○委員長（中座敏和君） それでは、副委員長のほうからご挨拶をお願いしたいと思います。

○副委員長（稲川新二君） 委員長のほうからご指名いただきまして、副委員長を拝命いたしました稲川でございます。今後とも皆様と一緒に頑張って委員会を盛り上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） それでは、以上をもちまして、正副委員長の互選を終わります。

それでは、執行部の入室をお願いします。

〔執行部入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、市道路線議案 2 案、補正予算議案 1 案、条例議案 1 案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、

試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について、所管部ごとに審査をまいります。

初めに、経済部です。

まず、議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、経済部所管の補正予算について、審査を願います。

なお、議案第38号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

商工振興課から説明を願います。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 商工振興課、大木です。よろしく願います。失礼します。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、商工振興課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目2総務費交付金、節15新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、説明欄2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業地方負担分）1,280万円の増額補正をお願いするものでございます。これは歳出にてご説明申し上げます、サテライトオフィス等誘致推進事業の財源とするものでございます。

同じく節16、デジタル田園都市国家構想推進交付金、説明欄1、デジタル田園都市国家構想推進交付金1,600万円の増額をお願いするものでございます。この交付金は、国が掲げる田園都市国家構想の実現のため、地方への新たな人の流れを創出する取組を行う地方公共団体に対し、措置された交付金の交付決定を受けたものでございます。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款7項1商工費、目2商工振興費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、サテライトオフィス等誘致推進事業3,200万円の増額補正をお願いするものでございます。これは国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定を受け、新たに2つの補助事業を創設するものでございます。1つ目は、サテライトオフィス等開設支援事業補助金3,000万円でございます。この補助金はサテライトオフィスやコワーキングスペースなどのテレワーク環境を新たに整備した施設を、開設、運営する民間事業者に補助するものでございます。

2つ目は、サテライトオフィス等進出支援事業補助金200万円でございます。この補助金は、先ほどご説明しました開設支援事業補助金を活用して、整備された施設のサテライトオフィスを事務所として利用する市外企業を支援するものでございます。

商工振興課の説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 21ページのサテライトオフィス等開設支援事業補助金とこのサテライトオフィス等進出支援事業補助金、これはこの設備をしたところに、この支援事業補助金もダブルで補助するわけですか。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

開設支援事業補助金は、その施設を整備したり運営したりする事業者には支援するものでございまして、その中に、サテライトオフィスというもののの中に、利用していただく同じ事業者もいると思うのですが、別の事業者が入った場合にも、進出支援事業補助金のほうは交付するというようなものでございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 同一ということではなくて、設備投資した人と、使用する業者というのは別、別々でも構わないわけですね。このサテライトオフィス等進出支援事業補助金、たしか2社と聞いたのです。2社でよろしいのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

1社100万円で2社分を予定しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） では、分かりました。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 13ページのデジタル田園都市国家構想推進交付金なのですが、具体的にデジタルというのはどういうふうに、どんなものをつけるのでしょうか、1,600万円、13ページ。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

こちらの1,600万円の歳入につきましては、20、21ページの歳出の事業のほうを御覧いただきたいのですが、こちらの開設支援事業補助金3,000万円の2分の1で1,500万円、進出支援事業補助金の200万円のうちの2分の1の100万円ということで、合わせて1,600万円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） ですから、田園都市構想ですので、どんな田園都市のために使うのかということをお願いしたいのですが。田園都市ですので、オフィスを作るんですね、田園との関わりというか。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

こちらの交付金につきましては、国のほうで示されております転職なき移住を実現し、地方への新たな人の流れを創出することによって、田園都市国家構想の実現に貢献するための交付金ということでございまして、こちらの国家構想につきましては、デジタル技術を活用することによって、地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すものというふうに示されているものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 國府田委員。

○委員（國府田喜久男君） 要するに、都市のほうから呼び込むというか、活性化のために呼ぶという、地域を活性化するためということでもいいのですね、そうしたら。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えします。

そのとおりでございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 大変恐縮で勉強不足なものですから、ちょっと理解ができないところがありまして、当初予算でほぼ同じような名称の予算が出たかと思うのですが、あのとき金額はたしか200万円でしたか、あのときのものとは今回の明確な違い、金額も違いますけれども、何か似ているのです、区別がつかないのですが、その辺もう1度説明してください。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

当初予算の200万円と今回の3,000万円とで予算計上しました開設支援事業補助金につきましては、内容的には似通ったものだと思います。当初予算につきましては、空き店舗を利用して、自らが利用するサテライトオフィスを整備して、その中で利用するというので、少人数のワンスペース程度ものをお考えしておりますので、1件100万円と2件分ということで計上させていただきました。今回の開設支援事業補助金の3,000万円でございますが、こちらの整備につきましては、収容人数を20人から50人未満程度をお考えしております。その中にはサテライトオフィスや貸しオフィス、コワーキングスペース等の、ちょっと広いスペースでいろいろな利用が可能な、そういうスペースの整備のほうをお考えしております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） そうしますと、ダブルでというか、重ねて同じ事業者がこれを申請するというのも、それは可能なのですか。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

そうですね、条件が、当初予算のほうは県外の企業というふうにしておりますので、その方が別の場所を新たに開設する3,000万円の補助金を受けたいということでしたらば、可能だと考えられます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） スペースを大きく考えている人と小さく考えている人があります。だからそれはもちろん明確に違いますけれども、進出支援、こちら200万円なのです。これに関しては重ね合わせて、さっきの当初予算の200万円とこの進出支援の200万円は、両方請求できるのかという質疑です。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えします。

要件に合えば可能だというふうには考えられます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 私今回のサテライトオフィス、この事業は、市のほうでスペースを先に借りておいて、そこを提供するのかなと思っていたのですが、そこは考えていないのですね。そういうものではないのですね。

○委員長（中座敏和君） 大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） お答えいたします。

今回ののは市のほうで用意するというものではなくて、民間事業者様が自ら探していただくということを想定しております。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、観光振興課から説明を願います。

古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 観光振興課の古宇田でございます。よろしくお願いたします。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、観光振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款8 土木費、項4 都市計画費、目7 公園費、説明欄、宮山ふるさとふれあい公園維持管理費について、33万円の増額補正をお願いするものでございます。これは先般実施いたしました浄化槽の保守点検におきまして、汚泥の堆積により浄化槽内のポンプに詰まりが発生していることが確認されたため、汚泥引き抜き等の清掃作業を委託するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 今回の事業そのものの質疑ではないのですが、関連でちょっとお聞きしたいのです。市長挨拶にもありました宮山ふるさと公園の利用が非常に多かったと、私もうれしく思います。当初で宮山ふるさと公園の維持管理費、当初の予算というのはどのくらいあったのか、ちょっと参考までに教えてください。

○委員長（中座敏和君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

施設管理の委託料としまして、シルバー人材センターのほうに514万7,000円でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課から説明を願います。

なお、追加の資料をお手元に配付しております。

田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） ふるさと整備課、田口です。どうぞよろしくお願いたします。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款21諸収入、項6目6 雑入、節8 雑入（農林）、説明欄30、基幹水利施設他目的使用料といたしまして、52万円の増額補

正をお願いするものでございます。内容といたしましては、歳出にてご説明申し上げます。

次に、18、19ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、土地改良国営施設管理事業、基幹水利施設管理事業負担金52万円の増額補正をお願いするものでございます。これは栃木県真岡市勝瓜地内の用水取水堰地内上空を高圧送電線が通過しているため、その線下施設の補償料を栃木県及び茨城県9市町の代表として筑西市が受入れ、その費用を鬼怒川南部土地改良区連合に管理事業負担金として支出するものでございます。

なお、勝瓜地内取水堰の位置及び高圧送電線通過状況は、配付いたしました資料のとおりでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、土木部の審査に入ります。

議案第33号「市道路線の廃止について」審査を願います。

なお、追加で要求のありました資料をお手元に配付しております。

道路維持課から説明を願います。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 道路維持課の青木です。よろしく願いいたします。

議案第33号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

議案第33号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。2ページをお開き願います。関城地区4路線の廃止でございます。廃止の延長は1,469.81メートルでございます。詳細につきましては、市道廃止資料を御覧いただきますようお願い申し上げます。

調書番号1番から4番の路線につきまして、用途廃止の申請に伴い、対象市道路線を廃止するものでございます。各路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

次ページが市道廃止路線位置図でございます。次のページからが市道廃止路線詳細図でございます。

廃止については以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決をいたします。

議案第33号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第34号「市道路線の認定について」審査を願います。

引き続き道路維持課から説明を願います。

青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） 続きまして、議案第34号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

2ページをお開き願います。関城地区5路線の認定でございまして、認定の延長は1,176.6メートルでございます。詳細につきましては、市道認定資料を御覧いただきますようお願い申し上げます。

調書番号1番から4番の路線につきまして、廃止路線の一部を市道として再認定するものでございます。調書番号5番の路線につきまして、新規路線を市道として認定するものでございます。各路線の起点、終点及び延長、幅員につきましては記載のとおりでございます。

次のページが市道認定路線位置図でございます。次のページからが市道認定路線詳細図でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） これ廃止と認定した関係上、道路の交付税に対してはどのような影響があるのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） お答えいたします。

この認定と廃止の差ぐらいであれば、交付税については反映されないということでございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 玉戸・一本松線整備事業が市長の招集挨拶の中であったのですが、玉戸地内の道路改良工事、もう1つは一本松地区の通学路の整備ということで、市長の招集挨拶の中であったのですが、これは当初予算の中に入っていると思うのですけれども、今回はあの挨拶の中でありましたので、ちょっとその辺、地元なものですからお聞きしたいのですが。

○委員長（中座敏和君） 阿部部長。

○土木部長（阿部拓巳君） 玉戸・一本松線につきましては、前年度から排水路の付け替え工事、道路改良舗装工事等に入っております、今年度は前年度排水路の付け替え工事を行いましたところにつきまして、その隣の部分の道路改良舗装と、あと通学路につきましては、その接続する通学路がございまして、こちらの部分の一部整備という形でございます。

あと、三和線沿いの一部につきましても、これについても今年度予定しているということで、全体的に、今回北側から、国道50号側から押していったものについて、引き続き仕上げるということと、接続する通学路と南側の一部という形で、そちらの用地買収と併せまして、用地買収の状況にもよるのですけれども、その辺のところを勘案して進めていきたいと、そういうふう考えているところです。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決をいたします。

議案第34号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第36号「筑西市駐車場条例の制定について」の審査を願います。

都市整備課から説明を願います。

根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 都市整備課の根本です。どうぞよろしく願います。

まず、議案第36号につきまして、記載の誤りがございましたので、ここで報告させていただきます。1ページ第2条でございます。下館駅前駐車場の位置につきまして、「筑西市丙185番地」と記載されておりますが、正式には「160番地1」でございます。訂正につきましては、関係部署と協議の上訂正したいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、議案第36号「筑西市駐車場条例の制定について」ご説明いたします。

現在土木部都市整備課では、下館駅前立体の下館駅前駐車場、平面の下館駅東駐車場、下館駅北口目の前の下館駅前広場駐車場を市直営管理、新治駅東側と西側にごございます新治駅東駐車場と新治駅西駐車場は、公益社団法人筑西市シルバー人材センターが、令和5年3月末まで指定管理者となり管理を行っております。市直営の下館駅前の3つの駐車場につきましては、筑西市下館駐車場条例、指定管理の新治駅前の駐車場は、筑西市新治駐車場条例をそれぞれ制定し運用しております。

新治駅前の駐車場運営につきましては、利用料金の収入が平成27年度から、徐々にではございますが、減少傾向にあり、近年は新型コロナウイルス感染症の影響もございまして大幅に減少し、利用料金だけでは指定管理による運営が困難な状況になっております。また、令和5年3月末をもって、公益社団法人筑西市シルバー人材センターの指定管理期間が満了になることから、更新はせずに、4月から市の直営管理への移行を予定しております。

つきましては、市の直営を行うに当たり、それぞれ制定しております駐車場条例、筑西市下館駐車場条例と筑西市新治駐車場条例と整合性を図るため、筑西市駐車場条例を新たに制定し、既存の筑西市下館駐車場条例と筑西市新治駅前駐車場条例を廃止するものでございます。

それでは、駐車場条例の内容についてご説明申し上げます。第1条は、駐車場条例制定の趣旨でございます。

第2条におきまして、本市にごございます駐車場の名称、位置を定めております。先ほど訂正していただきました下館駅前駐車場、下館駅東駐車場、下館駅前広場駐車場、あと新治駅前駐車場、これは東西に分かれておきまして、代表地番を新治1968番地36としております。

続きまして、2、3ページをお開き願います。3条から6条におきまして、駐車場の管理、供用時間、駐車できる自動車、駐車制限を定めております。

7条から12条におきましては、駐車場料金、回数券及び定期券、定期駐車許可の取消し等、駐車料金

の徴収、駐車料金の返還、駐車料金の免除、4ページ、5ページをお開きいただきまして、13条、割増し料金までは駐車料金に関する事項について定めております。

14条から16条におきまして、駐車拒否の要件や禁止行為、供用の休止について定めております。

17条、18条においては、損害賠償、事故の免責について定めております。

19条におきまして、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定めることと規定しております。

次に、附則でございます。1項につきましては、条例の施行期日は、令和5年4月1日からとするものでございます。

2項につきましては、条例の制定に伴い筑西市下館駐車場条例と筑西市新治駐車場条例を廃止するものです。

第3項につきましては、この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の筑西市下館駐車場条例及び筑西市新治駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。

最後に、6ページをお開き願います。別表にて、第7条関係の駐車料金について定めております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 新治駅前駐車場、シルバー人材センターから令和5年3月31日まで契約しているのですけれども、先ほど平成27年から減少気味だと、それで今日この頃は大幅な減少だということを知りましたが、金額にしてどのくらいなのか、今日この頃のこの駐車料金は、どのくらい下がっているのですか。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 平成27年度におきまして、収入合計が552万500円でした。それが、令和元年度が467万3,480円、現在令和3年度につきましては361万6,470円になっており、全体では30%以上減少しております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決をいたします。

議案第36号「筑西市駐車場条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査を願います。

引き続き都市整備課から説明を願います。

根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、土木部都市整備課所管についてご説明いたします。

20、21ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。中段款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節14工事請負費、説明欄、駐車場維持管理事業、新治駅前駐車場改修工事費577万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは先ほど議案第36号にてご説明いたしましたとおり、新治駅前駐車場につきましては、令和5年度4月から市の直営管理に移行を予定していることから、市直営管理をするに当たりまして、定期利用につきましては、市窓口への直接申込みとなりますが、当日の利用につきましては、自動車の後輪でフラップ板をまたぐと、車体中央部でフラップ板が上がりロックさせるフラップ式駐車設備の導入を予定しております。これまでの有人管理から無人、機械化して、管理コストを低減させる改修工事を行うためのものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

赤城委員。

○委員（赤城正徳君） フラップ板を通ったら、何か事故とか、そういうときあったときは、市直営だからどのような体制を取るのでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） 工事の中には、防犯カメラなどを設置する予定でございまして、そちらのほう、事故、後日になると思いますが、そちらのほうを見て対応したいと考えております。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） 水戸線に乗るのに、何時何分の水戸線に乗りたいと、そこへ来たが、どうもこの駐車場のフラップをやったのだが駄目で、それで、その水戸線に乗りはぐってしまったと、それでそれなりの用事が足せなかったと、そういうときにはどういうふうな市で対応するのか、機械だから何らかの不具合は生じると思うのだ、完璧な機械はないのだから。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） このフラップゲート式の駐車設備につきましては、今現在下館駅北口にございますフラップゲート式と同じような設備でございます。その設備につきましては、事故があった場合には、まず報告していただくというふうなことになりますが。

○委員長（中座敏和君） 赤城委員。

○委員（赤城正徳君） だからそれはそれで報告してもらっただけけれども、その後の対応、水戸線のその時刻に乗れなかったという、相手方といろいろの契約とか話合いとかがあったのだが、それもできなかったというようなことがあったときは、市ではどういう体制を取るのですかというのを私は尋ねたい。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） お客様に十分に余裕を持って来ていただくしかないと考えております。

○委員長（中座敏和君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 今の工事の説明で、一台一台フラップ式だという話を聞いたので、ちょっと質疑なのですが、私は入り口に自動閉開のいわゆる駅東駐車場と同じようなあれができるのかと思っていたので、随分高いのだなと思っていたのですが、一台一台フラップ式にやるということなのですね。これ何台

分、これフラップ式やるのかということと、どっちが安かったのかなというふうに思うのです、この自動開閉の入り口の扉と一台一台フラップをやるのはどっちが高くなるのか。

○委員長（中座敏和君） 根本都市整備課長。

○都市整備課長（根本嘉之君） まず、フラップ式の駐車台数につきましては5台を予定しております。通常の開閉式の全体の出入りを行う駐車設備、立体駐車場とかにあるものなどは、物すごく値段的に高いものでして、1,200万円ぐらいかかってしまいますので、費用等鑑みましてフラップゲート式を選択しようとしています。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔土木部退室。農業委員会入室〕

○委員長（中座敏和君） 次に、農業委員会の審査に入ります。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、農業委員会所管の補正予算について審査をお願いします。

農地調整課から説明をお願いします。

菊地農地調整課長。

○農地調整課長（菊地雄一君） それでは、議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」について、農業委員会事務局所管についてご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項4交付金、目6農林水産業費交付金、節1農業費交付金、説明欄4、農地利用最適化交付金19万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、説明欄、農業委員会情報収集等業務効率化支援事業19万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは国の情報収集等業務効率化支援事業により、全国の農業委員会にタブレット端末が導入されることとなり、筑西市におきましても、今年度導入いたしますタブレット端末の利用に関する経費でございます。

農業委員会事務局所管の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で、議案第38号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第38号について、討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決をいたします。

議案第38号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第2号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者

の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で農業委員会所管の審査を終了します。

これで経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

ここで、先ほどの経済部の質疑の中で一部訂正の申出がありましたので、ここで発言を許します。

大木商工振興課長。

○商工振興課長（大木幹子君） 商工振興課、大木です。失礼いたします。

先ほど小島委員からのご質疑につきまして、答弁に一部誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思えます。

議案第38号の21ページでございます。説明欄のサテライトオフィス等誘致推進事業につきまして、小島委員より、当初予定していた誘致推進補助金と今回の進出支援事業補助金、両方を受けることができるのかというようなご質疑でございました。そのとき私の答弁といたしましては、要件が合えば可能だと考えられますというふうにお答えさせていただきましたけれども、現在補助金の交付要綱を策定しているところでございまして、今後両方の補助金を受けられるかどうかにつきましては、検討させていただきたいというふうなことで、修正のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） まだ分からないということですね、検討ということですね。

○商工振興課長（大木幹子君） 要綱の策定は、当初のほうの誘致推進事業補助金のほうの要綱を現在策定しているところでございまして、こちらの開設支援事業補助金、進出支援事業補助金につきましては、議決いただいた後に策定のほうを進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 了解しました。

執行部は退室願います。お疲れさまでした。

[執行部退席]

○委員長（中座敏和君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時 3分